

指定小規模多機能型居宅介護 豊里長寿館
指定予防介護小規模多機能型居宅介護 豊里長寿館

利用契約書

小規模多機能型居宅介護 豊里長寿館

小規模多機能型居宅介護 利用約款

第一章 総則

第1条 (約款の目的)

- 1 利用者（以下「契約者」という。）と株式会社長寿館（以下「事業者」という。）は契約者が小規模多機能型居宅介護豊里長寿館（以下「事業所」という。）から提供される小規模多機能型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて取り決める事を本約款の目的とします。
- 2 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 3 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業者の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」及び「料金表」に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

- 1 本約款は、契約者が小規模多機能型居宅介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。
- 2 本約款の契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の7日前までに契約者からの契約終了の申し入れがない場合には、同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)

- 1 事業所の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定したものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、又は契約者もしくはその家族等の要請に応じて居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者と連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条 (介護保険給付対象サービス)

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対し、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条 (サービス利用料金の支払い)

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に記載された割合）を事業者へ支払うものとします。
但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い））

- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合又は月途中に登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、契約者は、食事代、宿泊代、おむつ代等、小規模多機能型居宅介護サービスの中で提供される日常生活上必要となるものに係る費用で契約者が負担することが適当と認められる料金を事業者に支払うものとします。
- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月毎に計算し、翌月20日までに費用項目の明細を付し契約者宛に請求します。但し、契約者が金銭管理困難な場合は、管理している者に送付します。契約者は、金融機関の口座振替依頼書を提出し、その指定口座より翌月27日（定休日の場合は翌営業日）に口座振替によりお支払いいただきます。

第6条 (利用の中止、変更、追加)

- 1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条 (利用料金の変更)

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他のやむを得ない自由がある場合、事業者は契約者に対して変更事項を説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本約款に基づくサービスの利用を解除することができます。

第三章 事業者の義務

第8条 (事業者及び従業者の義務)

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに契約者の主治医に連絡を取ること、また契約者が指定する者に対しての連絡など必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護のサービス提供に関する記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

第9条 (身体的拘束等の禁止)

事業者はサービス提供にあたっては身体拘束その他の契約者の行動を制限する行為を行いません。但し、契約者の生命、又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。（重要事項説明書6．身体拘束等の禁止 参照）

第10条 (守秘義務及び個人情報等の取り扱い)

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。従業者の退職後も同様に継続します。
- 2 従業員は在職中及び退職後においても、職務上知り得た情報を第三者に漏らすことはありません。
- 3 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

- 4 第8条3項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前に文書で同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条 (虐待の防止)

事業者は、契約者の尊厳の保持の為に、契約者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状況や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることのないよう、高齢の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき、高齢者虐待防止の為に指針を整備し支援するものとします。

第12条 (ハラスメントの防止対策)

事業者は、事業所内で働く職員の安全確保と業務継続が行われ、労働環境が築けるように、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修等を実施し、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

第四章 契約者の義務

第13条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

- 1 契約者は事業者の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は事業所の施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状態等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及び家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条 (契約者の禁止行為)

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 事業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- 3 契約者は、サービス従事者又は他の契約者に対し、暴言・暴力・セクシャルハラスメント等を、サービス従業者等に行うこと。
 - ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する
 - ・対象範囲外のサービスの強要
 - ② セクシュアルハラスメント
 - ・介護従事者の体を触る、手を握る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・ヌード写真を見せる
 - ・性的な話し卑猥な言動をする 等
 - ③ その他
 - ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
 - ・ストーカー行為 等

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第15条 (損害賠償責任)

- 1 事業者は、本約款に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第16条 (損害賠償がなされない場合)

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

- 2 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことの専ら起因して損害が発生した場合
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者は実施したサービスを原因としない自由に専ら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者及び従業者に指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第17条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 事業者は、本約款の契約期間中、地震・噴火等の天災その他、自己の責に気づべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第18条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本約款に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - ① 契約者が死亡した場合
 - ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③ 事業者は解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑥ 第20条から第21条に基づき本約款に基づくサービスの利用が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項により（①を除く）本約款に基づくサービスの利用が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第19条 (契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本約款の契約期間中、本約款に基づくサービスの利用を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、契約を即時に解約することができます。
 - ① 第7条3項により本約款に基づくサービスの利用を解除する場合
 - ② 契約者が入院した場合

第20条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者又は従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本約款に基づくサービスの利用を解除することができます。

- 1 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本約款に定めるサービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくは従業者が、第10条に違反した場合
- 3 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者又はその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本約款に基づくサービスの利用を継続し難い重大な事情が認められる場合

第21条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者は以下の事項に該当する場合には本約款に基づくサービスの利用を解除することができます。

- 1 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の事項重要について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本約款に基づくサービスの利用を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による第5条第1項から第6項に定めるサービス利用料金の支払が2ヶ月以上（最低2カ月以上）遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- 3 契約者は、故意又は重大な過失より事業者又は従業者もしくは他の利用者の生命・財産・信用を傷つけ、又は著しい不信用行為を行うこと等によって、本約款に基づくサービスの利用を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者又はその家族・保証人等による職員や他の契約者等に対するハラスメントにより、

信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだとき

第22条 (清算)

第18条第1項第2項から第6号により本約款に基づくサービスの利用が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務、その他事業者に対する義務を負担している場合には、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

第23条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条 (協議事項)

本約款に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

付 則

この約款は平成	24	年	4	月	1	日	より実施する。	(豊里契平24.4.1号)
この約款は平成	24	年	10	月	1	日	より実施する。	(豊里契平24.10.1号)
この約款は平成	25	年	5	月	1	日	より実施する。	(豊里契平25.5.1号)
この約款は平成	27	年	4	月	1	日	より実施する。	(豊里契平27.4.1号)
この約款は平成	27	年	8	月	1	日	より実施する。	(豊里契平27.8.1号)
この約款は令和	5	年	4	月	1	日	より実施する。	(豊里契令5.4.1号)